

森林環境保全整備事業入札説明書

上川北部森林管理署の7年度上川北部署【前珊瑚地区その4】保全整備（保育間伐等・地拵・植付）第5号に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、北海道森林管理局競争契約入札心得及びこの入札説明書によるものとする。

本事業は、提出された技術提案書に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の事業である。

1 公告日： 令和8年2月12日

2 支出負担行為担当官等

分任支出負担行為担当官 上川北部森林管理署長 赤羽根 浩
北海道上川郡下川町緑町21番地4

3 事業概要

入札公告の1のとおり

4 競争参加資格

入札公告の2のとおり

5 競争参加資格の確認等と技術提案書の提出

（1） 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書、資料及び作成要領を参考に作成した技術提案書を併せて提出し、支出負担行為担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

入札公告の2の（2）の認定を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、入札公告の2の（1）及び（3）から（17）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時（入札執行会場で必要な書類の審査を行う時まで）において入札公告の2の（2）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時（入札執行会場で必要な書類の審査を行う時まで）において入札公告の2の（2）に掲げる事項を満たしていかなければならない。

なお、期限までに申請書、資料及び技術提案書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、以下によりシステムを用いて提出することができる。紙入札の場合は、持参又は郵送による提出とし、電子メールによる提出も可能とする。

【システムによる提出の場合】

① 受付期間： 入札公告の3（3）アのとおり

② 提出方法： システムの添付資料フィールドにそれぞれ添付し提出すること。
ただし、申請書及び資料のファイルの合計容量が50MBを超える場合には、持参又は郵送（書留郵便に限る。締切日時必着）で提出すること。持参又は郵送で提出する場合には、必要書類の一式を持

参又は郵送で送付するものとし、システムとの分割は認めない。また、持参又は郵送により提出する場合は、下記の内容を記載した書面（様式自由）をシステムにより、申請書及び資料として送信すること。

- (a) 持参又は郵送する旨の表示
- (b) 持参又は郵送する書類の目録
- (c) 持参又郵送する書類のページ数
- (d) 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

持参又は郵送する場合の送付先は入札公告の3(3)イのとおりとする。

③ ファイル形式： システムにより提出する申請書及び資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel
- ・その他のアプリケーション PDF ファイル
- ・画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- ・圧縮ファイル ZIP 形式

④ システムで使用できるICカードは、一般競争（指名競争）参加資格審査申請を行い承認された競争参加有資格者名で取得したICカードであって、政府電子調達システムにおいて利用者登録を行ったものに限る。

【紙入札方式による提出の場合】

- ① 受付期間： 入札公告の3(3)アのとおり
- ② 受付場所： 入札公告の3(3)イのとおり

【電子メールによる提出の場合】

- ① 受付期間： 入札公告の3(3)アのとおり
- ② 提出方法： 入札公告の3(3)ウのとおり

(2) 申請書は、別紙様式1により作成すること。紙入札方式による申請書の提出に当たっては、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた郵送料金の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

ただし、④の同種事業の実績、⑤の配置予定技術者の同種事業の経験については、事業が完了し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

なお、提出書類は、当該署の当該年度公告物件への入札参加時に提出したものについて、一部省略することができる。添付書類の提出状況は、「提出書類一覧」に記載のうえ、提出すること。

- ① 全省庁統一資格の資格確認通知書の写し
- ② 国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加資格に関する公示（令和7年1月31日）に基づき、素材生産ではA、B若しくはCに、造林ではA、B若しくはC、Dに格付けされている者で、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく都道府県知事の認定を受けている場合は認定書の写し。
- ③ 共同事業体を結成し入札参加する場合は、その共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及び他の構成員が判る協定書等の写しを提出すること。また、①については、構成員の全ての者について全省庁統一資格の資格確認通知書の写しを提出すること。

なお、共同事業体として参加する場合の協定書等の様式は任意とする。ただ

し、以下の内容が明らかなものでなければならない。

- ア 共同事業体の目的
- イ 共同事業体の名称
- ウ 事務所の所在地
- エ 成立の時期及び解散の時期
- オ 構成員の住所及び名称
- カ 代表者の名称及び代表者の権限
- キ 事業の分担
- ク 運営委員会
- ケ 取引金融機関
- コ 構成員の相互間の責任の分担
- サ 権利義務の譲渡の制限
- シ 事業途中における構成員の脱退
- ス 事業途中における構成員の破産又は解散に対する処置
- セ 解散後のかし担保責任

④ 同種事業の実績

入札公告の2(6)に掲げる資格があることを判断できる同種事業の実績を別紙様式2に記載すること。なお、自己山林に関する同種の事業の実績についても実績として評価することとし、事業名及び発注機関名欄には「自己山林」と記載し、契約金額については、都道府県の造林補助事業における標準単価、地元の森林組合等からの聞き取り数値などにより算定すること。

⑤ 配置予定技術者の同種事業の経験

入札公告の2(8)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の氏名及び会社名を別紙様式3に記載すること。なお、入札公告の2(8)に掲げる資格を有していない場合は、同種の事業の現場代理人等(技術を有する請負契約者本人が現場に常駐して運営する場合を含む)として、年間少なくとも1回以上従事し、かつ通算で3年以上従事していることが判断できるよう様式に明記すること。従事期間は連続する3年である必要はないものとする。

⑥ 配置予定の技能者

配置予定の技能者の資格等を別紙様式4に技能者別に記載すること。なお、競争参加資格要件として資格等の取得者の配置が必要な場合は、資格等を取得している技能者が配置可能であることを判断できるよう様式に明記すること。

⑦ 従業員名簿

配置予定の従業員(現場代理人及び作業員)の社会保険等(健康保険、年金保険、雇用保険)への加入状況について、別紙様式5により記載すること。また、保険加入状況を証明する資料を添付すること。なお、証明書類において被保険者等の記号・番号が記されている場合は、当該記号・番号にマスキングを施したもの添付すること。

⑧ 素材の検知業務の実績(造林事業のみの場合は不要)

素材の検知業務の実績及び技術者の経歴等について、別紙様式6により記載すること。

⑨ 契約書の写し

④の同種事業の実績、⑤の配置予定技術者の同種事業の経験においては、実績として記載した事業に係る契約書等の写しを提出すること。なお、契約書等により同種事業であることが確認できない場合は、契約書の他に施工計画書等の当該事業の内容(同種事業の実績及び技術者の経験)が証明できる書類を添付する

こと。必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

- ⑩ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」に沿った作業安全対策への取組状況当該個別規範に沿った作業安全対策の取組状況について、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」（別紙様式7）に記入すること。

また、個別規範の内容に係る詳細については、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け解説資料」を必要に応じて参照のこと。

なお、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け解説資料」は林野庁ホームページに掲載している。

（<https://www.rynya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html>）

- ⑪ 当該様式（別紙様式1～7）は、北海道森林管理局ホームページ>公売・入札情報>契約約款・仕様書・申請書等>「造林・製品生産共通」に掲載している。

- （4）技術提案書は、北海道森林管理局ホームページ>公売・入札情報>契約約款・仕様書・申請書等>「造林・製品生産共通」に掲載している「技術提案書作成要領」に従い作成すること。

- （5）競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については令和8年3月3日までに通知する。参加資格「無」とした者に對しては、その理由を付して通知する。

- （6）資料作成説明会

資料作成説明会については実施しない。

- （7）現地説明会

現地説明会については実施しない。

- （8）資料及び技術提案書のヒアリング

資料及び技術提案書のヒアリングについては実施しない。

- （9）その他

- ① 資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 支出負担行為担当官等は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書等は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に關し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官等が承認した場合においてはこの限りではない。

6 競争参加資格等がないと認めた者等に対する理由の説明 入札公告の4のとおり

7 技術提案が採用されなかった者等に対する理由の説明

- （1）支出負担行為担当官等は、技術提案が適正と認められず、当該技術提案を採用しなかった場合、その旨を技術提案が適正と認められなかった理由を付して入札を執行する前日までに技術提案を提出した者に書面により通知する。

- (2) 通知結果に対して不服がある者は、支出負担行為担当官等に対して、次に従い書面により、理由についての説明を求めることができる。
- ① 受付期限： 通知を受けた日の翌日から起算して7日（この日数には、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内
 - ② 提出場所： 入札公告の3（3）イのとおり
 - ③ 受付時間： 休日を除く毎日の午前10時から午後4時まで
 - ④ その他： 書面は、原則として電子メールにより提出するものとし、提出した旨を電話により通知すること。持参又は郵送による場合は代表者又はそれに代わる者が提出するものとする。なお、郵送の場合は期限内必着とする。
- (3) 支出負担行為担当官等は、(2)に掲げる理由についての説明を求める書面を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

8 再苦情申立て

- (1) 7の（3）に掲げる回答書による説明に不服がある者は、支出負担行為担当官等に対し、次に従い書面により、再苦情を申立てることができる。
- ① 受付期限： 7の（3）に掲げる回答書を受取った日の翌日から起算して7日（この日数には、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内
 - ② 提出場所： 入札公告3（3）イのとおり
 - ③ その他： 書面は、原則として電子メールにより提出するものとし、提出した旨を電話により通知すること。持参又は郵送による場合は代表者又はそれに代わる者が提出するものとする。なお、郵送の場合は期限内必着とする。
- (2) 再苦情の申立てについては、北海道森林管理局入札監視委員会で審議する。
- (3) 支出負担行為担当官等は、苦情の申立てがあった者に対し、入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審査結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、次の内容を書面により回答する。
- ① 申立てが認められないときは、苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由
 - ② 申立てが認められると判断されたときは、支出負担行為担当官等が講じようとする措置の概要

9 入札説明書に対する質問

入札公告の6のとおり

10 入札及び開札の日時及び場所等

入札公告の5のとおり

11 入札方法等

- (1) 入札書は、商号又は名称並びに住所、あて名及び事業名を記載し、システムを用いて提出、持参又は郵送により提出すること。電送による提出は認めない。なお、郵便入札による場合は、表に「入札関係書類在中」と朱書きした封筒に、入札書と

事業費内訳書を入れ封緘した封筒（封筒に発注事業名を記載）と別に競争参加資格確認通知書写しを同封し、郵便書留等配達の記録が残るもので提出すること。ただし、再度の入札を引き続き行う場合は、郵便入札を行った者は、再度の入札に参加できない。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者を問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。この場合、第 1 回の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とし、第 3 回目に行う入札についても上記を準用して行うものとする。なお、入札執行回数は原則 2 回とし、最高でも 3 回を限度とする。
- (4) システムによる手続き開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。
- (5) システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金： 免除
- (2) 契約保証金： 免除

13 事業費内訳書の提出

- (1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した事業費内訳書をシステムによる提出、又は紙により提出すること。

事業費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、事業名、商号又は名称、作業種毎の単価及び金額、間接経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）等を明らかにすること。

- (2) 提出の方法

- ア システムによる提出の場合

- (a) 提出方法

事業費内訳書を次に示すファイル形式にて作成し、事業費内訳書添付ファイルドに添付し、入札書とともに送信すること。ただし、事業費内訳書のファイルの容量が 3 MB を超えないこと。

- (b) ファイル形式

システムにより事業費内訳書を提出する場合のファイル形式については、以下のいずれかの形式にて作成し、入札書添付欄に添付するものとする。

- Microsoft Word
- Microsoft Excel
- その他のアプリケーション PDF ファイル
- 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- 圧縮ファイル ZIP 形式

- イ 紙入札方式による提出の場合

入札書とともに事業費内訳書を提出すること。

- (3) 提出された事業費内訳書は返却しないものとする。

- (4) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び事業名を記載し、記名を行った事業費内訳書を提出しなければならず、支出負担行為担当官等が提出された事業費内訳書について説明を求めることがある。また、当該事業費内訳書未提出業者の入札は無効とする。
- 再入札の場合においては、落札した者は契約日までに事業費内訳書を提出すること。
- (5) 談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ、事業費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

14 開札

開札は、システムにより、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせ開札を行う。

15 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊現場説明書及び別冊北海道森林管理局競争契約入札心得において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

16 落札者の決定方法等

(1) 評価の基準

評価項目	評価基準	評価点
【事業計画】	(以下、標準型の場合)	
簡易な事業計画の妥当性・適切性	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画上の考慮事項（事業実施の目的等を考慮し、次年度以降の作業を踏まえた適切な計画となっている。） 事業期間の設定（現地の状況や気象条件等を踏まえた適切な作業時期の設定等・工程管理が適切に行われている。） 発注者が指定した課題への対応（自然環境への配慮、生産性の向上への取組等が適切に行われている。） 発注者が指定した工法等の品質の確認方法及び管理方法が適切に行われている。 事業計画策定時において、作業時の安全確保に関する具体的取組が提案されている。 	15点
一貫作業における効率化の工夫 (一貫作業の場合に限る)	<ul style="list-style-type: none"> 集材、枝条整理等の作業を的確に実施する具体的取組が提案されている。 造林作業を省力・省略化するための具体的取組が提案されている。 植栽木の生長促進、下層植生の繁茂抑制等に係る具体的取組が提案されている。 	9点
複数年度にわたる事業における作業シス	現場作業員や機械の配置等、効率的な作業システムの構築又は生産性向上に向けた具体的取組が提案されている。	2点

テム		
複数年度にわたる事業における森林作業道の計画・施行及び保全管理への配慮	効率的かつ低成本で耐久性の高い森林作業道の計画・施工及び保全管理への配慮など具体的取組が提案されている。	2点
複数年契約（一貫作業）における苗木の計画的な植栽	年度ごとにおける主伐・再造林箇所の伐採及び植栽時期・苗木本数を特定し、計画的な植栽が行える年次計画（種苗生産事業者の安定的な供給体制構築への寄与）が提案されている。	2点
【企業の事業実績】	(以下、標準型及び簡易型共通)	
事業成績評定点（過去2年間の平均）	公告日の属する年度の前年度及び前々年度2年間の平均点が一定点以上ある。	4点
事業に関する表彰実績（過去10年間）	農林水産省、林野庁（国有林）、国（他機関）、都道府県又は市町村の実績がある。	1点
本店、支店又は営業所の所在地の有無	当該事業実施箇所を管轄する森林管理（支）署及び隣接森林管理（支）署の管内に、本店、支店又は営業所がある。	1点
同種事業の実績（過去15年間）	農林水産省、国（他機関）、都道府県、市町村の実績又は当該事業実施箇所が森林共同施業団地を含んでいる場合であつて当該森林共同施業団地に係る民有林分の実績がある。	3点
低入札の有無	公告日の属する年度の前年度及び前々年度2年間において、低入札の調査対象となったことがある。その際の事業成績評定点が一定点以上ある。	2点
立木等の販売とその跡地における造林作業の請負とを一括して契約した取組実績（過去3年間）	公告日の属する年度の前年度までの3年間において、立木等の販売と跡地における造林作業の請負とを一括して契約した取組実績がある。	3点
森林作業道作設技術（過去2年間の平均）	公告日の属する年度の前年度及び前々年度2年間の平均点が一定点以上ある。（素材生産事業及び造林事業と素材生産事業との一貫作業を行う事業のみ該当）	4点
【配置予定技術者（現場代理人）等の能力】	(以下、標準型及び簡易型共通)	
配置予定技術者の事業経験（過去15年間）	農林水産省、国（他機関）、都道府県、市町村の実績、又は当該事業実施箇所が森林共同施業団地を含んでいる場合であつて当該森林共同施業団地に係る民有林分の実績がある。	2点
配置予定技術者等の保有資格	・技術士（森林部門）、林業技士、フォレストマネージャー等、又は技術職員（造林又は素材生産の事業の実行に関し専門的な知識を持つ10年以上の経験を有する者）がいる。 ※等には、都道府県が認定する青年林業士を含む。 ・職業能力開発促進法に基づく技能検定「林業職種」の技能士のうち、林業技能士の資格を有している者がいる。	3点
配置予定技術者等の研修等の受講状況	林野庁主催・実施及び都道府県主催・実施の森林作業道作設に関する研修受講者がいる。	1点
配置予定技術者の継	（公益社団法人）森林・自然環境技術教育研究センター	1点

継続教育（CPD）の有無	（JAFEE）、（公益社団法人）日本技術士会等が発行する森林分野のCPD実施記録証明書等により、継続教育を受講している。	
【地域への貢献】	（以下、標準型及び簡易型共通）	
国土緑化活動に対する取組	植林活動、国又は地方公共団体との分取育林及び分取造林の取組実績がある。	2点
災害協定の有無	農林水産省、国（他機関）、都道府県又は市町村との協定等を現在結んでいる実績がある。	1点
ボランティア活動の実績の有無	防災等に資するボランティア活動の実績がある。 ※等には、地域の一斉清掃日などへの従業員の派遣や道具類の提供を含む。	1点
エゾシカ被害対策への取組み	過去2年間にエゾシカ被害対策に貢献した実績がある。	2点
地域の民有林管理への貢献の取組	<ul style="list-style-type: none"> 森林經營管理法に基づき市町村から經營管理実施権の設定、森林經營管理法第36条第2項の要件に適合する者として都道府県から公表、又は都道府県において「育成を図る林業經營体」に選定されている。 公告日の属する年度の前年度から過去5年間において、森林法に基づく森林經營計画を自ら作成し、認定を受けている。 公告日の属する年度の前年度に民有林における森林整備作業の実績がある。 	5点
作業員の地元雇用	事業に従事する作業員の過半数が、当該事業実施箇所を管轄する森林管理（支）署及び隣接森林管理（支）署の管内に居住している。	1点
【企業の信頼性】	（以下、標準型及び簡易型共通）	
若者の新規雇用や育成への取組	若手技能者（35歳未満）の新規雇用や資格取得への支援等技術者育成に取り組んでいる。	2点
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし、プラチナえるぼし認定等）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）のいずれかの認定を受けているか。	1点
賃上げの実施を表明した企業等	<p>【大企業】事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している。</p> <p>【中小企業等】事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している。</p>	標準型： 10点 簡易型： 6点
伐採・造林に関する行動規範の策定	伐採・造林に関する行動規範を策定している又は所属する業界団体等が作成した行動規範等を遵守している。	1点
月給制への対応	事業に従事する作業員に月給制を導入している。	2点
働き方改革の取組	<ul style="list-style-type: none"> 労働生産性の向上のため、素材生産事業の場合は生産性向上を目的とした工程管理、造林事業の場合は作業の省力化や作業従事者の軽労化を目的とした機械・器具の改良等を行っ 	5点

	<p>ている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場従事者の技術の向上のため、林業技能士の配置、技術指導、研修会・講習会の開催・参加、資格取得への支援等を行う体制を有している。 ・完全週休2日制、変形労働時間制の導入や、年次有給休暇日数消化の取組、現場作業員の休暇日数の確保、職場環境の整備を事業体として取り組んでいる。 	
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・過去2年間に休業4日以上の労働災害がないことを証する無災害記録がある。 ・直近年度までに労働安全コンサルタントによる安全診断及びリスクアセスメントに取り組んでいる。 	6点
林業経営体登録の有無	「林業経営体に関する情報の登録・公表について」(H24.2.28長官通知)に基づく登録を受けている。	1点
作業員の雇用形態	事業に従事する作業員の過半数が直接雇用、かつ、常用雇用者である。	2点
労働福祉の状況	林業退職金共済機構、建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団との退職金共済契約締結の事実がある。	1点
不誠実な行為の有無(過去2年間)	指名停止の処分又は文書による指導・注意を受けたことがある。	2点

(2) 賃上げ実施の表明の方法について

評価項目「賃上げの実施を表明した企業等」で加点を希望する入札参加者は、技術提案書に技術提案書作成要領に掲載する別紙様式5-1又は別紙様式5-2の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」(以下「表明書」という。)を添付の上、提出すること。表明書については、内容に異動がない場合に限り、当該年度における初参加の入札へ提出した当該資料の写しの提出をもって代えることができる。

また、中小企業等については、表明書とあわせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。

なお、共同事業体が加点を受けるには各構成員全ての表明が必要である。

(3) 賃上げ実施の確認について

本項目で加点を受けた契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行うため、別紙様式9-1又は別紙様式9-2の「従業員への賃金引上げ実績整理表」とその添付書類として「法人事業概況説明書」(別紙様式10)又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙様式11)の提出を求める。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」(別紙様式10)の「「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」(以下「合計額」という。)を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を決算月(別紙様式5-1又は別紙様式5-2に記載の事業年度の終了月)の末日から起算して3ヶ月以内に契約担当官等に提出すること。中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は別紙様式10の「合計額」とする。

また、曆年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定

調書合計表」（別紙様式 11）の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「Ⓐ 債給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」を「人員」で除した金額により比較することとする。暦年単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を翌年の 3 月末までに契約担当官等に提出すること。中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は別紙様式 11 の「支払金額」とする。

ただし、上記書類の提出期限に係る例外として、次の取扱いも可能とする。

- ・法人事業概況説明書の提出期限が延長された場合は、その提出期限。
- ・事業年度の開始時よりも前の賃上げを実施したときから 1 年間を賃上げ実施期間とする場合は、事業年度終了後 3 ヶ月以内。
- ・事業年度等より後の賃上げについては、賃上げ評価期間終了月の末日から 3 ヶ月以内。
- ・契約担当官等がやむを得ない事由として認めた場合はその期間。

上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別紙様式 12 のとおりである。

この場合において、事業年度開始月より後の賃上げについては、次のいずれにも該当する場合にのみ、賃上げ実施月から 1 年間の賃上げ実績を評価することができる。

① 契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること。

※ 暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内に賃上げが行われていること。

② 企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること（意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと）。

※ この場合の賃上げ実績の確認時期は、事業年度終了後ではなく当該評価期間の終了時が基準となる。

なお、上記の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合若しくは上記の書類等が提出されない場合であって、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から 1 年間、当該相手方が別途総合評価落札方式による入札に参加する場合には、減点を行う。

共同事業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同事業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同事業体全てに対して行う。

減点の割合は、当該入札における加点に 1 点を加えた点を減点するものとする。

なお、その結果、加点項目に係る得点の合計がマイナスとなった場合には加算点を 0 点とみなす。

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

上記の様式 9-1 から様式 13 については、北海道森林管理局ホームページ>公売・入札情報>契約約款・仕様書・申請書等>「造林・製品生産共通」に掲載して

いる。

(4) 総合評価の方法等

ア 「標準点」を 100 点とし、「加算点」の最高点を標準型の場合は 100 点、簡易型の場合は 66 点とする。

イ 「標準点」の算出方法は、競争参加資格確認申請書について審査し、競争参加資格が得られた者には、100 点を与える。

「加算点」の算出方法は、上記（1）の各評価項目について、評価に応じ得点を与える。

ウ 価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点+加算点} ÷ 入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

エ 欠格がある場合は、入札参加を認めないものとする。

(5) 落札者の決定方法

ア 入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

① 入札価格が予定価格（税抜き）の制限の範囲内であること。

② 事業計画が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。

イ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が 2 者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(6) 予定価格が 1 千万円を超える契約について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、17 に示すとおり、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

17 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該契約の履行期間の延期は行わない。

なお、事情聴取等に応じないなど調査に協力しない場合は、入札心得に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効にするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

18 評価内容の担保

標準型の場合、請負者は事業計画に記載された内容により実施することとし、採用された技術提案の実施を担保するため、必要に応じて加除訂正を行った上で当該技術提案を契約書に添付するとともに、その実施を約する旨の条項を付する。事業完了後の検査の際、複数年にわたる事業の場合は、単年度毎の最終の（部分）完了検査の際、履行状況について確認を行う。なお、請負者の責により記載内容が満足出来ない場合には、請負者が技術等にかかる提案を履行できなかった場合で再度事業実施が困難あるいは合理的でない場合は、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について」（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林国業第 244 号林野庁長官通知）に基づく事業成績評定において、履行できなかった項目ごとに 3 点ずつ減ずること及び契約金額の減額、損害賠償請求等を行うことがある。また、簡易型の場合においては、当該技術提案の契約書への添付は行わないが、事業計画に関する請負者の責任が軽減されるものではない。

19 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。また、システムによる契約を可とする。なお、この場合は別冊契約書案によらず、システム上で出力される契約書様式によるものとする。

20 支払条件

- (1) 前金払 (無)
- (2) 中間前金払 (無)
- (3) 部分払 (有)

21 関連情報を入手するための照会窓口

入札公告3(3)のイに同じ。

22 事業成績評定の実施

請負金額が、1,000万円以上、17調査基準価格を下回った場合の措置により落札となつた事業については、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について(平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知)」に基づき事業成績評定を実施するものとする。

事業成績評定の考查項目は、監督職員の考查項目表(様式2-①~⑥)、検査職員の考查項目表(様式3-①~②)、検査職員と監督職員との合議による考查項目表(様式4)に定める項目に基づき評定を実施するものとし、請負者が取組んだ内容を、技術改革等に関する取組みの実施状況(様式5-①)へ関係資料を添付したうえ、自ら申請することが出来るものとする。

なお、当該様式は、北海道森林管理局ホームページの「公売・入札情報」>「契約約款・仕様書・申請書等」>「造林・製品生産共通」へ掲載している。

23 落札者とならなかつた者への説明

- (1) 落札者とならなかつた者のうち、落札者の決定結果に対して不服のある者は、支出負担行為担当官等に対して落札者とならなかつた理由について、次に従い、書面(様式自由)により説明を求めることが出来る。
 - ① 受付期限：令和8年3月26日まで 午後5時00分
 - ② 提出場所：入札公告の3(3)イのとおり
 - ③ その他：書面は、代表者又はそれに代わる者が持参又は郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。なお、郵送の場合は期限内必着とする。
- (2) 支出負担行為担当官等は、(1)に掲げる理由についての説明を求める書面を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を含まない)以内に書面により回答する。
- (3) 落札者とならなかつた者のうち、自社の技術評価点の問い合わせについては、加算点の合計点に限り伝えることが出来るものとする。なお、電話やメール等の通信手段による連絡は受け付けない。

24 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、5(1)の資料に記載した配置予定の技術者及び技能者を当該事業に配

置すること。

(4) システムは土曜日、日曜日、祝日を除く、9時から17時まで利用することができる。

(5) 障害発生時、システム操作等の問い合わせ先は下記のとおり。

【システム操作・接続確認等の問い合わせ先】

電子調達システムヘルプデスク

受付時間：平日 9時から 17時 30分

電話：0570-014-889（ナビダイヤル）

FAX：017-731-3178

(6) 入札参加希望者がシステムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

(7) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。この場合、システムによる入札者で再度入札を希望する者に対し発注者から再入札通知書を電子メールにより送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。再度の入札に参加できる者は、当時の入札に参加した者とする。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。

(8) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

(9) 北海道森林管理局競争契約入札心得、国有林野事業造林事業請負契約約款、造林事業請負標準仕様書、北海道森林管理局造林事業請負仕様書、国有林野事業製品生産事業請負契約約款、製品生産事業請負標準仕様書、北海道森林管理局製品生産事業請負仕様書、競争参加資格確認申請書及び技術提案書作成要領については、北海道森林管理局ホームページの公売・入札情報の「競争参加資格関係及び契約約款等」に掲載している。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/index.html>)

造林事業請負契約書（案）

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定金額、事業場所及び完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請負 予定数量	請負予定金額	事業 場所	完了 検査 場所
7年度上川北部署【前珊瑚 地区その4】保全整備（保 育間伐等・地拵・植付）第 5号	地拵 植付	HA 1.43		請負金額 円也 (うち取引に係る消費税及び地方 消費税額 円也)	事業内訳 書のとおり	現地
	保育間伐、誘導伐 伐採搬出 及び数量 調査	HA 169.46	m ³ 6,100			

2 事業期間

自 契約締結日の翌日から

(詳細は、事業内訳書のとおり)

至 令和 9年 1月 29日

3 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
○	部分払	回以内	第38条
○	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

4 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

5 特約事項

- ① 上記の事業に関する保安林内作業行為協議の知事同意の範囲内で作業を行うものとする。
なお、やむを得ず知事同意の範囲を超えるおそれがある場合は、請負者は事前に発注者にその旨を届出し、理由を付して保安林内作業行為の追加・変更協議を行うことを求めるものとする。
- ② 請負者は、【素材生産と造林の一括発注の場合】「国有林野事業造林事業請負契約約款」及び「国有林野事業製品生産事業請負契約約款」に定める事業計画書を作成するに当たり、技術提案書に記載された内容を反映するものとする。
- ③ 発注者が採用した技術提案については、その後の事業において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、発注者は無償で使用できることとする。
ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。
- ④ 発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において事業実施方法等を指定しない部分の事業に関する請負者の責任が軽減されるものではないこととする。
- ⑤ 請負者の責により事業計画書の記載内容が満足出来ないと発注者が判断した場合は、発注者は、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について(平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知)」に定める事業成績評定について、単年度の場合にあっては履行できなかった項目ごとに3点ずつ減ずること、複数年度にわたる事業の場合にあっては当該不履行があった年度において履行できなかった項目ごとに3点ずつ減ずることとする。
- ⑥ 請負者が事業計画書のうち技術提案に係わる内容を履行できなかったと発注者が認めた場合で再度事業実施が困難あるいは合理的でない場合は、発注者は契約金額の減額、損害賠償請求等を行うことができるこことする。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している「国有林野事業造林事業請負契約約款」及び「国有林野事業製品生産事業請負契約約款」(本事業の公告日現在)によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帶して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和　年　月　日

発注者 住所 北海道上川郡下川町緑町21番地4
分任支出負担行為担当官
上川北部森林管理署長 赤羽根 浩 印

請負者 住所
氏名 印

別紙

設計図書について

入札公告及び北海道森林管理局ホームページに掲載している設計図書（造林事業請負標準仕様書、北海道森林管理局造林事業請負仕様書、製品生産事業請負標準仕様書、北海道森林管理局製品生産事業請負仕様書、図面）については、本事業の公告日現在に交付したものとする。

別紙

国庫債務負担行為に係る契約の特則

適用削除 の区分	選 択 事 項	選 択 条 項
各会計年度における請負金の支払 限度額	年度 円	第 40 条第 1 項
	年度 円	
	年度 円	
支払限度額に対応する各会計年度 の出来高予定	年度 円	第 40 条第 2 項
	年度 円	
	年度 円	
前払金		第 41 条
翌会計年度の前払金相当額	円	第 41 条第 3 項
部分払		第 42 条
前払金の支払を受けている場合の 部分払額の決定	(a)	第 42 条第 2 項
	(b)	
各会計年度において部分払を請求 できる回数	年度 回 年度 回 年度 回	第 42 条第 3 項

事業地毎の作業条件

事業地 又は 担当区	林小班	伐採率	伐採方法	伐採仕様	林地傾斜	法令制限
前珊瑚	7 い	33%	誘導伐	40m × 80m	20° 未満	保安林指定外
前珊瑚	7 は	33%	誘導伐	40m × 80m	10° 未満	保安林指定外
前珊瑚	7 に	20%	列状間伐	5m × 20m	30° 未満	保安林指定外
前珊瑚	7 ほ	20%	列状間伐	5m × 20m	30° 未満	保安林指定外
前珊瑚	7 へ	20%	列状間伐	5m × 20m	30° 未満	保安林指定外
前珊瑚	7 と	20%	列状間伐	5m × 20m	30° 以上	保安林指定外
前珊瑚	7 ち	20%	列状間伐	5m × 20m	20° 未満	保安林指定外
前珊瑚	7 ら	33%	誘導伐	40m × 80m	10° 未満	保安林指定外
前珊瑚	8 は	20%	定性間伐	No.テープが付いている木を伐採	30° 未満	保安林指定外
前珊瑚	8 ほ	20%	定性間伐	No.テープが付いている木を伐採	20° 未満	保安林指定外
前珊瑚	8 へ	20%	定性間伐	No.テープが付いている木を伐採	30° 未満	保安林指定外

事 業 内 訳 書

事業地	林小班	作業種	樹種	面積 (ha)	数量 (m3)	作業仕様	作業期間年月日		備考
							自	至	
前珊瑚	7 い	誘導伐	トドマツ	0.72 2.60	115		R8.5.1	R8.9.30	
前珊瑚	7 は	誘導伐	トドマツ	0.29 1.17	35		R8.5.1	R8.9.30	
前珊瑚	7 に	保育間伐	トドマツ	10.79	360				
前珊瑚	7 ほ	保育間伐	トドマツ エゾマツ	54.53	1,950				
前珊瑚	7 へ	保育間伐	トドマツ	30.42	1,000				
前珊瑚	7 と	保育間伐	トドマツ	18.97	750				
前珊瑚	7 ち	保育間伐	トドマツ	33.95	990				
前珊瑚	7 ら	誘導伐	カラマツ	0.42 2.79	130		R8.5.1	R8.9.30	
前珊瑚	8 は	保育間伐	トドマツ	11.89	500				
前珊瑚	8 ほ	保育間伐	カラマツ	1.99	50				
前珊瑚	8 へ	保育間伐	トドマツ	5.49	220				
	合計			169.46 174.59	6,100				

大型機械(グラップル等)

事業内訳書

事 業 内 訳 書

担当区	林小班	作業種別 (細分)	樹種	面積(ha)		数量 (本)	作業仕様			作業期間年月日		備考
				区域	実行		植付 条数	列間 (m)	苗間 (m)	苗木規格 (号)	から	
前珊瑚	7 い	新植 コンテナ苗植付	トドマツ(コンテナ 苗)	2.60	0.72	1,100	1	4.0	1.64	1	R8.9.1	R8.11.27
前珊瑚	7 は	新植 コンテナ苗植付	トドマツ(コンテナ 苗)	1.17	0.29	500	1	4.0	1.45	1	R8.9.1	R8.11.27
前珊瑚	7 ら	新植 コンテナ苗植付	クリーンラーチ(コン テナ苗)	2.79	0.42	700	1	4.0	1.50	1	R8.9.1	R8.11.27
		新植 コンテナ苗植付 計		6.56	1.43	2,300						
		前珊瑚 計		6.56	1.43	2,300						
合計				6.56	1.43	2,300						

請負事業作業仕訳書(A)

直接費内訳書		事業別	事業別請負予定数量						摘要
作業場所	作業区分		固定費	経常	天然受光	育成受光	誘導伐	保育活用	
事業地	作業種	作業工程	別						
前珊瑚	伐採搬出	伐木造材	変				240m ³	1,764m ³	
		伐倒	変				40m ³	4,056m ³	
		造材	変				40m ³	4,056m ³	
		集材	変				280m ³	5,820m ³	
		山元土場巻立	変				280m ³	5,820m ³	
		搬出路作設(森林作業道)	固				196m	15,649m	
		土場作設	固				800m ²	6,600m ²	
		引込線作設	固					150m	
		既設路維持・修繕(森林作業道)	固					14,572m	
		既設路維持・修繕(トラック道)	固					513m	
		除雪	固					24,640m	
検知業務		形量・品質検知	変				130m ³	2,080m ³	
		査検知	変				130m ³	2,080m ³	
		層積検知	変				150m ³	3,740m ³	
素材輸送		積込・輸送	変						
		材整理	変						
		査検知(輸送材)	変						
その他		機械類運搬	固				一式	一式	
		人員輸送費	固				一式	一式	
		仮設経費	固				一式	一式	
		その他経費	固					51m ³	敷砂利
		その他経費	固				3		ヒグマ対策
		その他経費	固				2		鹿対策

※ 請負予定数量欄の単位は、素材:m³

特記仕様書

7年度上川北部署【前珊瑚地区その4】保全整備（保育間伐等・地拵・植付）第5号について、下記の事項を定める。

記

1 伐採について

- (1) 当該事業においては、調査木の標示（ナンバーテープ）の有無にかかわらず列状間伐ができるものとする。
- (2) 調査木の標示（ナンバーテープ）がある立木を伐採しない場合、標示を剥がす必要はない。

2 保安林該当の有無

当該事業の事業地は全て保安林外である。

3 システム販売

当該事業から出材される素材がシステム販売の対象となった場合は、採材寸法及び検知等について別途指示する。

4 既設道の維持修繕・除雪に関する事項

(1) 既設道の維持修繕及び敷砂利について

土場と林道を結ぶ既設道については、車両の通行に支障がないように路体の維持修繕を行うこととし、次に定める仕様により敷砂利を行うものとする。

- ① 敷 幅：3mの範囲内
- ② 敷 厚：10cm
- ③ 切込砂利：0～80mm 級

なお、敷砂利分の「納入伝票」及び「納品書等」を（部分）完了検査時に提出すること。
※納品書等とは、碎石プラント等から受注者に対し、当該数量を納品したことを証明する一覧表とする。

(2) 除雪

当該事業の事業地へ通じる通勤路（公道を除く。）については、車両の通行に支障がないよう、除雪を行うものとする。

5 誤伐防止

誤伐防止のため別紙「誤伐防止のためのチェックポイント」を事業計画書の承認を受けた後、事業着手前に提出すること。

6 土場への敷砂利

各土場について、運材に支障がないよう次に定める仕様により敷砂利を行うものとする。

- ① 敷 幅：3mの範囲内
- ② 敷 厚：10cm
- ③ 切込砂利：0～80mm 級

7 濁水防止対策

事業地の下流に上水道取水施設があることから、事業計画書に濁水対策（施工時期、予定工法）を記載すること。

8 植付

植付作業で使用するコンテナ苗木について、北海道森林管理局と下記苗木生産者で「コンテナ苗の苗木安定需給協定」締結している苗木を使用すること。

生産者	樹種	規格	数量
北振種苗有限会社 北海道紋別郡雄武町字中雄武 108 番地 TEL0158-84-3820	トドマツ	1号 (300cc)	1,600 本
	クリーンラーチ	1号 (150cc)	700 本

9 ナラ枯れ被害拡大防止対策

ナラ枯れの被害に関する対応について、別紙「北海道内におけるナラ枯れ被害木等の伐採・移動に関する指針」（北海道水産林務部林務局森林整備課）に基づき適切に対応するほか、監督職員の指示に従うものとする。また、事前踏査及び事業実行中に被害木及び被害木と推定されるものが発見された場合は立木にテープ等で表示するとともに、位置情報を速やかに監督職員等へ報告すること。

月別生産計画

事業名 7年度上川北部署【前珊瑚地区その4】保全整備(保育間伐等・地拵・植付)第5号

事業期間　　自：契約締結日の翌日　　至：令和9年1月29日

事業場所 7林班い小班外 10

契約数量 6, 100m³

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
生産量	200	500	600	700	800	800	700	700	700	400			6,100
事業地	前珊瑚地区												

事業地別伐区別立木資材と生産計画表

事業場所						伐採面積	立木資材量 (m³)						立木資材m³廻り			ha当り	素材生産見込利用率		素材生産請負計画量			同時販売予定量										
事業地名	事業区分	林班	小班	支番	伐区		N		L		計																					
							本数	材積	本数	材積	本数	材積																				
前珊瑚1	誘導伐	7	い			0.72	166	90.11	593	125.85	759	215.96	0.54	0.21	0.28	300	55.5	51.6	50	65	115											
前珊瑚1	誘導伐	7	は			0.29	116	41.12	128	31.63	244	72.75	0.35	0.25	0.30	251	48.6	47.4	20	15	35											
前珊瑚1	保育活用	7	に			10.79	1,421	390.97	913	238.71	2,335	629.68	0.28	0.26	0.27	58	58.8	54.5	230	130	360											
前珊瑚1	保育活用	7	ほ			54.53	5,150	1,511.15	6,484	1,906.58	11,633	3,417.73	0.29	0.29	0.29	63	59.6	55.1	900	1,050	1,950											
前珊瑚1	保育活用	7	へ			30.42	1,648	481.03	5,480	1,323.23	7,128	1,804.26	0.29	0.24	0.25	59	58.2	54.4	280	720	1,000											
前珊瑚1	保育活用	7	と			18.97	1,555	701.66	2,080	593.37	3,635	1,295.03	0.45	0.29	0.36	68	58.4	57.3	410	340	750											
前珊瑚1	保育活用	7	ち			33.95	2,944	777.28	3,548	1,023.38	6,492	1,800.66	0.26	0.29	0.28	53	56.6	53.7	440	550	990											
前珊瑚1	誘導伐	7	ら			0.42	274	226.84	145	7.25	419	234.09	0.83	0.05	0.56	557	57.3		130		130											
前珊瑚2	保育活用	8	は			11.89	582	858.02			582	858.02	1.47		1.47	72	58.3		500		500											
前珊瑚2	保育活用	8	ほ			1.99	90	91.58			90	91.58	1.02		1.02	46	54.6		50		50											
前珊瑚2	保育活用	8	へ			5.49	417	388.02			417	388.02	0.93		0.93	71	56.7		220		220											
合計						169.46	14,362	5,557.78	19,371	5,250.00	33,733	10,807.78	0.39	0.27	0.32	64	58.1	54.7	3,230	2,870	6,100											

事業区分別立木資材と生産計画表

事業区分	伐採面積	立木資材量 (m ³)						立木資材m ³ 廻り			ha 当り 資材量	素材生産見込利用率		素材生産請負計画量			同時販売予定量		
		N		L		計		N	L	計		N	L	N	L	計	N	L	計
		本数	材積	本数	材積	本数	材積												
経常																			
天然受光																			
育成受光																			
誘導伐	1.43	555	358.07	866	164.73	1,421	522.80	0.64	0.19	0.37	366	55.9	48.6	200	80	280			
保育活用	168.03	13,807	5,199.71	18,505	5,085.27	32,312	10,284.98	0.38	0.27	0.32	61	58.3	54.9	3,030	2,790	5,820			
保護伐																			
合計	169.46	14,362	5,557.78	19,371	5,250.00	33,733	10,807.78	0.39	0.27	0.32	64	58.1	54.7	3,230	2,870	6,100			

地拵・地表処理(大型機械(グラップル等)) プルーフリスト

7年度上川北部署【前珊瑚地区その4】保全整備(保育間伐等・地拵・植付)第5号

箇所数 3

面積合計 6.56 1.43

担当区	林班	小班	枝番	林種細分	面積 更新方法 の区分	面積		刈払 方法	刈幅 (m)	残幅 (m)	連絡路			刈払率	haあたり30cm以下 伐根処理		林地 傾斜	通勤距離		
						事業量 (ha)	実行面積 (ha)				有無	延長 (m)	刈幅 (m)		自動車 (km)	徒歩 (km)	徒歩 難易			
前珊瑚	7	い		単層林	新植地拵	2.60	0.72	全刈						100%	100本以上	16~25°	4		易	
前珊瑚	7	は		単層林	新植地拵	1.17	0.29	全刈						100%	100本以上	0~15°	4		易	
前珊瑚	7	ら		単層林	新植地拵	2.79	0.42	全刈						100%	100本以上	0~15°	4		易	

コンテナ苗植付プルーフリスト

7年度上川北部署【前珊瑚地区その4】保全整備(保育間伐等・地拵・植付)第5号

箇所数 3 面積合計 6.56 1.43

本数合計 2,300

担当区	林班	小班	枝番	林種細分	更新方法の区分	面積		植生の種類	植栽樹種	植栽本数		苗木運搬距離(km)	苗木小運搬条件		苗木規格	石礫比	林地傾斜	通勤距離			植条数	列間(m)	苗間(m)
						事業量(ha)	実行面積(ha)			植付総本数(本)	haあたり本数(本)		易	距離(km)	自動車(km)	徒歩(km)	徒歩難易						
前珊瑚	7	い		単層林	新植	2.60	0.72	チシマザサ(チシマザサ、スズタケが70%以上)	トドマツ(コンテナ苗)1号	1,100	1,528		易		50cm以下	35%以下	16~25°	4		易	1	4.00	1.64
前珊瑚	7	は		単層林	新植	1.17	0.29	チシマザサ(チシマザサ、スズタケが70%以上)	トドマツ(コンテナ苗)1号	500	1,724		易		50cm以下	35%以下	0~15°	4		易	1	4.00	1.45
前珊瑚	7	ら		単層林	新植	2.79	0.42	チシマザサ(チシマザサ、スズタケが70%以上)	クリーンラーチ(コンテナ苗)1号	700	1,667		易		50cm以下	35%以下	0~15°	4		易	1	4.00	1.50

苗木購入プルーフリスト

7年度上川北部署【前珊瑚地区その4】保全整備(保育間伐等・地拵・植付)第5号

2,300

<u>作業種</u>	<u>更新方法の区分</u>	<u>苗木</u>	<u>数量(本)</u>
コンテナ植付	新植	クリーンラーチ(コンテナ苗) 1号	700
コンテナ植付	新植	トドマツ(コンテナ苗) 1号	1,600

苗木運搬プルーフリスト

7年度上川北部署【前珊瑚地区その4】保全整備(保育間伐等・地拵・植付)第5号

作業種	運搬距離(km)	トドマツ類数量(本)	カラマツ類数量(本)	合計本数(本)	裸苗 運搬回数	コンテナ苗 運搬回数
コンテナ植付	53	1,600	700	2,300		1

競争参加資格確認申請チェックシート(製品生産事業)

北海道森林管理局

チェック	様式NO	提出様式	チェック	添付資料等	備考	
□	1	競争参加資格確認申請書 (表紙)	□	全省庁統一資格の資格確認通知書(写)	共同事業体による申請の場合は構成員全員	
			□	林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく都道府県知事からの認定を証明する書類(写)		
			□	共同事業体協定書(写)	共同事業体による申請の場合	
□	2	同種の事業の実績	□	実績として記載した事業に係る契約書等(写)		
□	3	配置予定の技術者の資格等	□	法令等による技術者の資格・免許 入札公告の(ア)～(カ)の資格	資格・免許を保有していることが確認出来る修了証書等の写し	
			□	上記法令等による技術者の資格・免許の保有がない場合、同様の資格として認められる過去15年のうち3年以上森林整備事業に従事した実績を記載。実績として記載した事業に係る契約書等(写)	技術者の経験が証明できる書類 経歴書等の場合は、事業主の証明あるもの	
			□	入札参加者が直接雇用していることが判る書類(写)	保険証の写しなど 経歴書等の場合は、事業主の証明あるもの	
競争参加資格確認申請書	4	従事予定の技能者の資格等	□	伐倒・造材 チ エ ン ソ ー	伐木等の業務に係る特別教育の修了証書(写) ※令和2年7月まで有効な伐木等の業務8号の場合、補講に関する特別教育の修了証書(写)	チ エ ン ソ ー手帳は講習受講・修了等証明付のもの
			□		車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)	
			□		高性能林業機械に関する受講証明等	経歴書等の場合は、事業主の証明あるもの
			□		伐木等機械運転特別教育の修了証書(写)	
			□	木寄・集材	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)	
			□		伐木等機械運転特別教育の修了証書(写)	
			□		走行集材機械運転特別教育の修了証書(写)	
			□		架線集材機械等運転特別教育の修了証書(写)	
			□	巻立	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)	
			□		はい作業主任者技能講習の修了証書等(写)	
			□		伐木等機械運転特別教育の修了証書(写)	
			□	路網・土場	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)	
			□		地山の掘削作業主任者技能講習の修了証書等(写)	
			□	輸送	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)	輸送を含む事業でグラップル使用時
□	5	社会保険等への加入状況	□	保険加入状況を証明する資料	被保険者証の写し(記号・番号は黒塗りとする)等	
□	6	検知業務実績証明書	□	実績として記載した事業に係る契約書等(写)		
□	7	農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業) 事業者向けチェックシート	□		共同事業体による申請の場合は代表者のみ	

チェック	様式NO	提出様式	チェック	添付資料等	備考
	□ 1	技術提案書(表紙)	—	—	
	□ 2	事業計画上の考慮事項等 (簡易型の場合は省略可)	□	—	必要に応じて参考図書を添付
	□ 2-1	事業計画の工程管理 (簡易型の場合は省略可)	—	—	
技術提案書	□ 3	企業の事業実績等	□	事業に関する「表彰実績」がある場合はその表彰状(写)	
			□	「同種事業の実績」がある場合はその事業の契約書等(写)	同種事業であることが分かるもの (必要に応じ資料を添付)
			□	「立木等の販売と跡地における造林作業の請負とを一括して契約の実績」がある場合はその事業の契約書等(写)	
			□	「緑化活動」の実績がある場合はその契約・協定書等(写)	
			□	「災害協定」を結んでる場合は、協定期間が確認出来る契約・協定書等(写)	
			□	「ボランティア活動(防災等関連)」の実績がある場合は実施年月日、実施場所、実施概要がわかるもの(写)	
			□	エゾシカ被害対策について、直接捕獲事業にかかる請負の実績がある場合は契約書(写)、ボランティアによる実績がある場合は実施年月日、実施場所、実施概要がわかるもの(写)	
			□	間接的な捕獲の実績がある場合は、情報提供内容が確認できるGPS情報、写真、図面等、又は事業者による狩猟免許取得・更新に係る費用負担や有害鳥獣捕獲等への参加のための特別休暇付与を証明する資料	
			□	森林管理経営法に基づき市町村から経営管理実施権の設定を受けている場合、そのことを証明する資料	
			□	森林管理経営法第36条第2項の要件に適合する者(意欲と能力のある林業経営体)として、都道府県から公表されている場合は、公表されていることを証明する資料	
			□	都道府県において「育成を図る林業経営体」(H30.2.6長官通知)に選定されている場合は、そのことを証明する資料	
			□	森林経営法に基づく森林経営計画を自ら作成し、認定を受けている場合、森林経営計画認定書(写)	
			□	民有林実績 民有林における森林整備の実績がある場合、契約書等(写)	
			□	「若手技術者等への登用・育成」の実績がある場合は、雇用通知書及び身分証明書等(写)、又は各種取組みを証明できる資料等(写)	
			□	若者雇用促進法による「ユースエール認定企業」の場合は公表されている認定書等の写し	
			□	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の作成によりウェブサイトに公表している内容が確認できる認定書等(写)	
			□	次世代法に基づく「くるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定企業」の認定書等(写)	
			□	伐採・造林に関する行動規範と当該規範を遵守している旨を記載した誓約書	
			□ 生産性向上	生産性向上を目的とした工程管理を行い、その結果から改善点を把握し、その後の事業により改善されたことが説明出来る資料又は工程管理を行ったことを証明できる資料等	
			□ 技術向上	現場従事者の技術向上を目的とした取組みを証明できる資料等	
			□ 休暇日数確保	就業規則、雇用通知書等(写)	
			□	休業4日以上の労働災害無しの実績を継続していることを証明できる資料又は労働者死傷病報告等の災害概要がわかる書類	
			□	労働安全コンサルタントによる安全診断又はリスクアセスメントに取り組んでいる場合、実施していることを証明する資料	
			□	北海道林業事業体登録制度のホームページ上に公表されている「北海道林業事業体登録情報」「北海道林業事業体登録実施要綱」による登録を受けており、その状態が継続していることを証する資料	
			□	退職金共済契約締結の事実を証明する資料	
□ 3-1	企業の事業実績等 (作業員の雇用形態)		□	作業員の雇用形態を証明する資料として「作業従事者の雇用形態状況」(様式3-1)	
			□	「作業従事者の雇用形態状況」(様式3-1)により記載された月給制導入の有無について、証明する資料(雇用通知書や就業規則等)	
			□	「作業従事者の雇用形態状況」(様式3-1)により記載された作業員別の居住地を証明する資料	免許証等の公的書類の写し(氏名と住所以外は黒塗りとする)等
□ 4	配置予定技術者の資格・経験		□	保有資格(技術士(森林部門)、林業技士、フォレストマネージャー等)の保有を証明する書類(写)。保有資格がない場合、現場代理人として10年間同種事業を経験したことを証明する履歴書等。	履歴書・経歴書等の場合は、事業主の証明あるもの
			□	職業能力開発促進法に基づく技能検定「林業職種」の技能士のうち、1級林業技能士又は2級林業技能士の資格の保有を証明する書類(写)	
			□	研修等の受講状況、林業に関する継続教育(CPD)を証明する書類(写)	研修受講修了証等(写) 受講記録証明書等(写)
□ 5-1 □ 5-2	従業員への賃金引上げ計画の表明書		□	中小企業等の場合、直近の事業年度の「法人税申告書別表1」	別表1の次葉は不要
			□	必要により特記事項で求めているものがあれば	
その他	□	その他	□	返信用封筒(電子入札による場合は不要)	簡易書留料金の切手貼付確認

競争参加資格確認申請チェックシート(造林事業)

北海道森林管理局

チェック	様式NO	提出様式	チェック	添付資料等	備考
□	1	競争参加資格確認申請書 (表紙)	□	全省庁統一資格の資格確認通知書(写)	共同事業体による申請の場合は構成員全員
			□	林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく都道府県知事からの認定を証明する書類(写)	
			□	共同事業体協定書(写)	共同事業体による申請の場合
□	2	同種の事業の実績	□	実績として記載した事業に係る契約書等(写)	
□	3	配置予定の技術者の資格等	□	法令等による技術者の資格・免許 入札公告の(ア)～(カ)の資格	資格・免許を保有していることが確認出来る修了証書等の写し
			□	上記法令等による技術者の資格・免許の保有がない場合、同様の資格として認められる過去15年のうち3年以上森林整備事業に従事した実績を記載。実績として記載した事業に係る契約書等(写)	技術者の経験が証明できる書類 経歴書等の場合は、事業主の証明あるもの
			□	入札参加者が直接雇用していることが判る書類(写)	保険証の写しなど 経歴書等の場合は、事業主の証明あるもの
競争参加資格確認申請書	4	従事予定の技能者の資格等	□	人力 機械 地 拵	伐木等の業務に係る特別教育の修了証書(写) ※令和2年7月まで有効な伐木等の業務8号の場合、補講に関する特別教育の修了証書(写)
			□		チェーンソー手帳は講習受講・修了等証明付のもの
			□		
			大型 機 械	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)	
			□	除伐	
			□		
			□	除伐 II類	
			□		
			保育 間伐 (存置)	伐木等の業務に係る特別教育の修了証書(写) ※令和2年7月まで有効な伐木等の業務8号の場合、補講に関する特別教育の修了証書(写)	
				チェーンソー手帳は講習受講・修了等証明付のもの	
			□	枯損木 伐倒	
			□		
			□	病虫 害防除	
			□		
			作業道 修理	農薬管理指導士の認定証等(写)	農薬管理指導士(北海道農薬指導士等)、農薬適正使用アドバイザー、緑の安全管理士、技術士(農業部門・植物保護)等
				車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)	刈払の場合は不要
				地山の掘削作業主任者技能講習の修了証書(写)	刈払の場合は不要 掘削面の高さが2m以上の場合
□	5	社会保険等への加入状況	□	保険加入状況を証明する資料	被保険者証の写し(記号・番号は黒塗りとする)等
□	7	農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業) 事業者向けチェックシート	□		共同事業体による申請の場合は代表者のみ

競争参加資格確認申請チェックシート(造林事業)

北海道森林管理局

チェック	様式NO	提出様式	チェック	添付資料等	備考
□	1	技術提案書(表紙)	—	—	
	2	事業計画上の考慮事項等(簡易型の場合は省略可)	□	—	必要に応じて参考図書を添付
	2-1	事業計画の工程管理(簡易型の場合は省略可)	—	—	
	3	企業の事業実績等	□	事業に関する「表彰実績」がある場合はその表彰状(写)	
			□	「同種事業の実績」がある場合はその事業の契約書等(写)	同種事業であることが分かるもの(必要に応じ資料を添付)
			□	「立木等の販売と跡地における造林作業の請負とを一括して契約の実績」がある場合はその事業の契約書等(写)	
			□	「緑化活動」の実績がある場合はその契約・協定書等(写)	
			□	「災害協定」を結んでる場合は、協定期間が確認出来る契約・協定書等(写)	
			□	「ボランティア活動(防災等関連)」の実績がある場合は実施年月日、実施場所、実施概要がわかるもの(写)	
			□	エゾシカ被害対策について、直接捕獲事業にかかわる請負の実績がある場合は契約書(写)、ボランティアによる実績がある場合は実施年月日、実施場所、実施概要がわかるもの(写)	
			□	間接的な捕獲実績がある場合は、情報提供内容が確認できるGPS情報、写真、図面等、又は事業者による狩猟免許取得・更新に係る費用負担や有害鳥獣捕獲等への参加のための特別休暇付与を証明する資料	
			□	森林経営管理法に基づき市町村から経営管理実施権の設定を受けている場合は、そのことを証明する資料	
			□	森林経営管理法第36条第2項の要件に適合する者(意欲と能力のある林業経営体)として、都道府県から公表されている場合は、そのことを証明する資料	
			□	都道府県において「育成を図る林業経営体」(H30.2.6長官通知)に選定されている場合は、そのことを証明する資料	
			□	森林経営計画に基づく森林経営計画を自ら作成し、認定を受けている場合は、森林経営計画認定書等(写)	
			□	民有林前年度に民有林における森林整備の実績がある場合は、契約書等(写)	
			□	「若手技術者等への登用・育成」の実績がある場合は、雇用通知書及び身分証明書等(写)、又は各種取組みを証明できる資料等(写)	
			□	若者雇用促進法による「ユースエール認定企業」の場合は公表されている認定書等の写し	
			□	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の作成によりウェブサイトに公表している内容が確認できる認定書等(写)	
			□	次世代法に基づく「くるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定企業」の認定書等(写)	
			□	伐採・造林に関する行動規範と当該規範を遵守している旨を記載した誓約書	
			□	生産性向上作業の省力化等を目的とした機械・器具の改良等への取組みを証明できる資料等	
			□	技術向上現場従事者の技術向上を目的とした取組みを証明できる資料等	
			□	休暇日就業規則、雇用通知書(写)等、休業日数の確保の取組みを数確保証明できる資料等	
			□	休業4日以上の労働災害無しの実績を継続していることを証明する資料、又は労働者死傷病報告等の災害概要がわかる書類	
			□	労働安全コンサルタントによる安全診断又はリスクアセスメントに取り組んでいる場合は、実施していることを証明する資料	
			□	北海道林業事業体登録制度のホームページ上に公表されている「北海道林業事業体登録情報」(「北海道林業事業体登録実施要綱」による登録を受けており、その状態が継続していることを証する資料)	
			□	退職金共済契約締結の事実を証明する資料	
□	3-1	企業の事業実績等(作業員の雇用形態)	□	作業員の雇用形態を証明する資料として「作業従事者の雇用形態状況」(様式3-1)	
			□	「作業従事者の雇用形態状況」(様式3-1)により記載された月給制導入の有無について、証明する資料(雇用通知書や就業規則等)	
			□	「作業従事者の雇用形態状況」(様式3-1)により記載された作業員別の居住地を証明する資料	免許証等の公的書類の写し(氏名と住所以外は黒塗りとする)等
□	4	配置予定技術者の資格・経験	□	保有資格(技術士(森林部門)、林業技士、フォレストマネージャー等)の保有を証明する書類(写)。保有資格がない場合、現場代理人として10年間同種事業を経験したことを証明する履歴書等	履歴書・経歴書等の場合は、事業主の証明あるもの
			□	職業能力開発促進法に基づく技能検定「林業職種」の技能士のうち、1級林業技能士又は2級林業技能士の資格の保有を証明する書類(写)	
			□	研修等の受講状況、林業に関する継続教育(CPD)を証明する書類(写)	研修受講修了証等(写) 受講記録証明書等(写)
□	5-1 5-2	従業員への賃金引上げ計画の表明書	□	中小企業等の場合、直近の事業年度の「法人税申告書別表1」	別表1の次葉は不要
	□	必要により特記事項で求めているものがあれば			
その他	□	その他	□	返信用封筒(電子入札による場合は不要)	簡易書留料金の切手貼付確認

北海道内におけるナラ枯れ被害木等の 伐採・移動に関する指針

北海道水産林務部林務局森林整備課

北海道ナラ枯れ被害対策基本方針（令和6年森整第1080号）第3の3(3)アに定めるナラ類等の伐採・移動について、次のとおり定める。

1 目的

近年、カシノナガキクイムシ（以下「カシナガ」という。）が媒介する病原菌「ナラ菌」により、ナラ類等が集団的に枯死する「ナラ枯れ」が全国的に発生しています。

カシナガは体長5mm程度の虫で、6月～8月頃にナラ類等の幹に入り込みます。カシナガが持ち込むナラ菌が増殖した木の多くは、その年の8月～9月頃には枯死します。

北海道では令和5(2023)年度に初めてナラ枯れが確認され、令和6(2024)年度には、その被害が拡大しており、今後も被害の更なる拡大や長期化が懸念されています。

道では、ナラ枯れ被害の拡大防止に向けて、林業・木材産業関係者の皆様が被害地域等でナラ類等の伐採や移動を行う際に守っていただきたい事項を、留意事項としてとりまとめましたので、対応についてのご協力をお願いします。

2 留意事項

(1) 被害地域でのナラ類等の伐採/処理（被害木）

・被害木は、5月末までに適切に伐採・処理する

*被害木にはカシナガが潜んでいるおそれがあります。6月～9月はカシナガが被害木から羽化・脱出する時期（以下「脱出時期」という。）であり、新たな被害が発生することが懸念されます。

・被害木は、「伐採後速やかに搬出・処理する」など、適切な処理を行う。

*被害木を伐採後に、林内に集積しておくと、カシナガを誘引し、被害拡大につながることが懸念されます。

⇒道は、試験研究機関の協力のもと、被害木の適切な処理方法を「ナラ枯れ被害木処理マニュアル」として整理・公表しています。マニュアルに沿った処理をお願いします。

・山土場や製材工場土場などの丸太から穿入痕が確認された場合も、被害木同様に扱う。

*山土場や製材工場土場などの丸太に穿入痕が確認された場合、その丸太からカシナガが羽化・脱出し、新たな被害が発生することも懸念されます。

⇒道の処理マニュアルに定める方法に準じ、くん蒸・チップ化・焼却等による処理をお願いします。なお、材の大きさなどの状況により、マニュアルに沿った処理が困難な場合は個別に検討します。また、薬剤を用いた、くん蒸処理後の材の活用の適否は、各実施主体において薬剤メーカーに確認するなど、適切に対応して下さい。

(2) 被害地域でのナラ類等の伐採（未被害木）

・被害地域では、ナラ類等を6月から9月の間は伐採しない

*ナラ類等の伐採や枝払い等を脱出時期に行なうことは、近隣に生息するカシナガを誘引し、被害の拡大につながります。なお、ナラ類等を単木的に除外して施業を行うことが困難な場合は、伐採後速やかに林外に搬出してください。

・未被害木についても、「伐採後速やかに搬出する」など、適切な対応を行う。

*未被害木でも伐採後に林内に集積しておくとカシナガを誘引し、被害拡大につながることが懸念されますので、特に6月～9月の間は被害地域及び被害監視地域内の林内に集積・保管しないとともに、野外での集積・保管も極力行わないで下さい。

・林外に搬出した材についても、5月末までに焼却・破碎・製材等を極力行う。

*林外に搬出した材にカシナガが穿入していた場合、丸太からカシナガが脱出する可能性があることから、脱出時期前の5月末までに焼却等を行うことが望ましいです。

(3) 被害地域から未被害地への移動（被害木、未被害木）

・被害木は移動しない。未被害木であっても極力移動は行わない。

*カシナガの穿入痕は小さく発見しづらく被害の判定が難しいことがあります。未被害木でどうしても移動が必要な場合には、移動前及び移動後にカシナガの穿入痕がないか十分確認して下さい。

・販売者は、販売先や譲渡先等木材の受け入れ先に通知書を配布する（道に写しを提出）

*被害地域から搬出された材であることや、受入材が被害発生リスクのあることを地域で共有するため、未被害のナラ類等を移動する場合には販売者は受け入れ先に対し、通知書を提出して下さい。また、受け入れ先に対して、脱出時期前の5月末までに焼却・破碎・製材等を極力行うよう伝達してください。

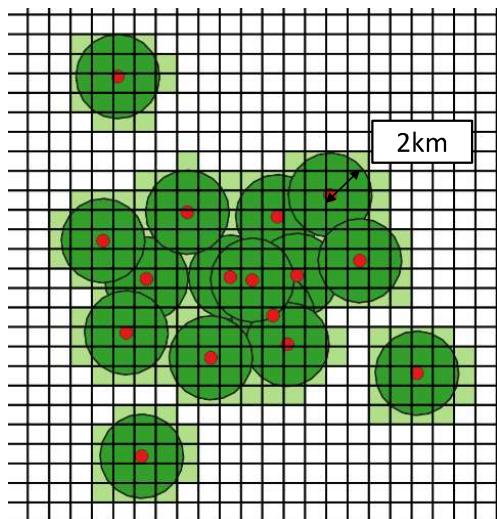
⇒当年度以降の「被害監視区域」を設定する参考としますので、道への通知書（写）提出にもご協力を願います。

<参考>

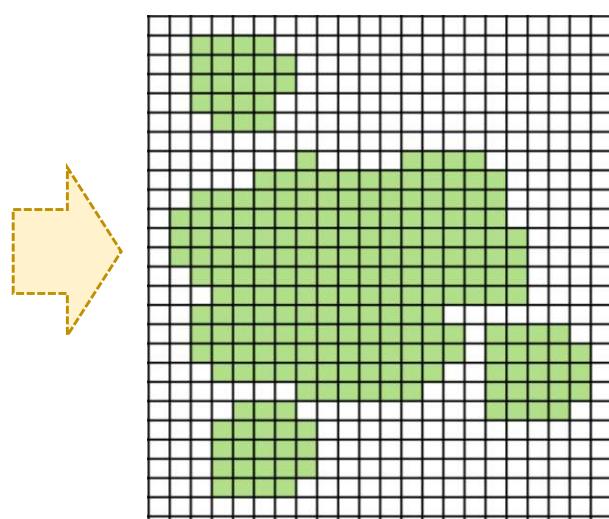
1 被害地域の考え方

【これまで分かっていること】

- ・被害地域内の立木には、カシナガが侵入する可能性がある。
(脱出時期（6～9月）の伐採・搬出には要注意。
被害木の確認された周囲（半径1～2km）での被害には要注意)
- ・伐採後の丸太には、カシナガを誘引する揮発成分がある（被害木でなくても同様）
- ・立ち枯れ木だけでなく、土場の丸太にもカシナガは侵入し、増殖・脱出する



【被害木及び被害木周辺】



【被害地域】

<凡例>

- ・赤点・・・被害木
- ・緑色・・・被害木から半径2kmの円
- ・薄緑色・・・被害地域（半径2kmの円と全部または一部が重なるメッシュ）
- ・白色・・・未被害地
- ・メッシュ・・・国土交通省が公開している1kmメッシュ

○被害地域図作成の手順

(1) 被害地域の作成

被害木から半径2kmの円と重なるメッシュ把握

(2) 被害地域の図示

円及び被害木を消した図を作成・公開

2 各種用語の定義

○ナラ類等

- ・「ミズナラ、コナラ、アカナラ、カシワなどのナラ類やクリ」など、北海道に生育し、ナラ枯れ被害を受ける樹木をいう。なお、ブナは「ナラ枯れ」をうけない

○被害木

- ・カシナガによるナラ枯れの被害木（枯死木、カシナガの穿入が認められる生立木）

○被害地域

- ・前年又は当年に確認された「被害木から半径2kmの円と一部でも重なるメッシュの範囲」。メッシュは国土交通省が公開している1kmを使用。被害地域は毎年度、上空調査の結果を踏まえて変更する。

*被害地域は、被害木の発生状況を踏まえ、適宜更新し、道のホームページで公表

<水産林務部林務局森林整備課 HP> <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srs/>

<お問い合わせ先>

- ・北海道 水産林務部 林務局 森林整備課
- ・最寄りの（総合）振興局 産業振興部 林務課 森林整備係

ナラ枯れ被害地域におけるナラ類等の伐採・移動通知書

年 月 日

(受け入れ先) 様

(受け入れ先住所)

(木材集積場所の住所)

(受け入れ先電話番号)

(販売者住所)

(販売者氏名)

(販売者連絡先電話番号)

この木材には、ナラ枯れの被害材が混入しているおそれがありますので、「北海道内におけるナラ枯れ被害木等の伐採・移動に関する指針」に基づき、次のとおり通知します。

記

1 ナラ枯れ被害の監視について

ナラ枯れの被害材が混入していた場合、周囲でナラ枯れが発生する可能性がありますので、本木材を集積する箇所の半径2kmの範囲内にナラ枯れ被害が発生していないか、自主的に被害の監視を行ってください（特に8月～9月にかけて枯死することが多いため、この時期は重点的に監視を行ってください）。

2 ナラ枯れ被害対応

（1）本木材からカシナノナガキクイムシの穿入痕と疑われる痕が見つかった場合

速やかに最寄りの（総合）振興局産業振興部林務課森林整備係まで連絡してください。

その後、道や試験研究機関による調査の結果、ナラ枯れ被害材と判定された場合は、被害材の処理が必要となります。処理については、販売者・受け入れ者で協議を行う必要があるので、被害材であることが判明した場合、受け入れ者は速やかに販売者に連絡してください。

（2）集積場所周辺でナラ枯れ被害が疑われる樹木が見つかった場合

ナラが枯死し、木の根元に木くずや糞の混合物（フ拉斯）が堆積している場合や、幹に穿入した痕跡がある場合などナラ枯れ被害が疑われる樹木が見つかった場合は、速やかに最寄りの（総合）振興局産業振興部林務課森林整備係まで連絡してください。

【注意】

- 販売者は、本通知書の写しを北海道水産林務部林務局森林整備課に提出してください。
< FAX : 011-232-1297 メール : suirin.shinsei2@pref.hokkaido.lg.jp >
- また、販売者は受け入れ者から被害材であることが判明した旨の連絡があった場合、伐採が行われた位置（市町村や林小班など）がわかる情報の提供にも協力してください。
*伐採地のわかる書類を通知毎に整理しておくと、連絡後の確認が容易です。
例：合法性証明として活用できる書類（「伐採及び伐採後の造林の届出書」や「森林管理署等と交わした売買契約書」など）の写しを通知と併せて保管
- 販売者が新たな受け入れ先に通知を行う際には、本通知書に、
 - 「北海道ナラ枯れ被害対策基本方針」
 - 「北海道内におけるナラ枯れ被害木等の伐採・移動に関する指針」
 - 「ナラ枯れ周知用パンフレット（ナラ枯れかも！！情報提供にご協力ください）」を添付し、ナラ枯れ被害の注意喚起をしてください
(北海道水産林務部林務局森林整備課のホームページから入手できます)
- 「木材集積場所住所」には販売者が把握している集積場所（荷下ろしを行う工場土場等）を記載してください。複数の場所に荷下ろし・集積する場合は全て記載してください。
受け入れ者が集積場所を移動した場合、受け入れ者は移動先で監視を行ってください。